

令和4年度 第8回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年11月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 令和4年度第8回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名  
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
	○	5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
	○	13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
	○	18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
	○	山之内勉	
○		桑原剛史	

## 令和4年度 第8回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年11月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 00 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  4 番 金井 藤郎 委員  6 番 小西 正春 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他  閉会宣言 16 時 10 分

# 令和4年度 第8回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第8回魚沼市農業委員会総会は、令和4年11月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号5番小岩孝徳委員、議席番号13番吉田富美男委員、議席番号18番桑原正文委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時00分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も発表する事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会も報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

次回の農業委員会だよりを1月25日発行の予定で計画しております。今日、皆さんに原稿を依頼させていただきましたが、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

広報につきまして、市報と一緒に配付されますけれども、好評の話を聞いております。またひとつ皆さまがた、ご協力をお願いいたします。

それでは、日程第1につきまして報告事項、それぞれ報告がありました。内容につきましてご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので議長のほうから指名させてもらってよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め私のほうから指名させていただきます。議席番号4番金井藤郎委員及び議席番号6番小西正春委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は14件、48筆、34,204.97㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定するため、高齢のため及び耕作不便なためとなっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は27件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

整理番号9番・10番・21番・26番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出がありました。

整理番号1	申請地	*****	田	42 m <sup>2</sup>
	申請人	*****		
	転用目的	農機具格納庫敷地		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出については、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、所有権移転贈与3件の合計4件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 1,639 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買       \*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は自身では耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 田 356 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は市外在住で自身では耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地       \*\*\*\*\* 田 626 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外在住で耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地      \* \* \* \* \* 田 159 m<sup>2</sup>  
譲渡人            \* \* \* \* \*  
譲受人            \* \* \* \* \*  
権利種別    所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番から4番まで議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

上村喜久雄委員

整理番号1番ですが、11月6日、11月20日に双方に面談をいたしまして、この当該農地につきましては、譲受人が五十数年来、耕作を行ってきたというようなこととございます。この度、譲渡人はこの\*\*地区から離れてくというようなことで双方で売買の話が決定したということです。一部大きい田んぼは道路の下で用排水等の便も悪く、価格的には双方で折り合いをつけたというようなこととございます。

金井藤郎委員

整理番号2番ですが、11月20日に井川推進委員と共に\*\*さんと\*\*さんと現地でお話をさせていただきました。\*\*さんは仕事等の都合もあり今後耕作をする予定はないということと、\*\*さんが長らく耕作をしていること。また、申請地が小学校の入口なんです、学校田としても\*\*さんが管理されていまして、そんなことから贈与という話がまとまったらしいです。

中澤正規委員

整理番号3番ですが、11月19日に櫻井推進委員を伴いまして、\*\*さん立会いの下、現地を確認いたしました。詳細については事務局の説明のとおりであり支障ないと思われますので、協議をお願いしたいと思います。

井口恒一郎委員

整理番号4番ですが、11月14日、\*\*さんより連絡がありまして、11月15日に私が現地を確認させていただくとともに、11月22日に森山推進委員と一緒に現地を確認させていただきました。今年度の耕作の痕跡もありますし、今後も耕作がなされるものと思われます。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。



まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号2番・3番・4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は4件です。

なお、整理番号4番は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1番から整理番号3番まで説明いたします。

整理番号1	申請地	*****	畑	334 m <sup>2</sup>
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	物置1棟及び駐車場		
	転用目的	物置建築及び駐車場敷地		
	判断理由	街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため		

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は同集落内に居住しておりますが、隣接する住宅と同時に取得し、物置及び駐車場等として申請地を利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号2	申請地	*****	田	458 m <sup>2</sup>
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸出人	*****		
	借受人	*****		

申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟  
転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地  
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

申請地は\*\*地内の農地です。借受人は現在アパートに居住しておりますが、住居が手狭となったため、あらたに住宅を建築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 32 m<sup>2</sup>  
農地区分 第3種農地  
権利種別 所有権移転 贈与  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 水路改修  
転用目的 水路改修用地  
判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請地から概ね500m以内に二つ以上の教育施設及び医療施設があるため

申請地は\*\*地内の農地です。現在、水路が曲がっており、道路の通行に不便なため、町内会長である譲受人が取得し、町内として修繕するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

金井藤郎委員

整理番号1番ですが、11月20日に両者と現地で立会いをさせていただきました。元々これはもう誰も住んでない空き家になっていたんですが、\*\*さんの実家であるということで、\*\*さんと\*\*さんと立ち合いまして、特段問題ないことと、空き家がなくなるということで、非常に町内の方もいいことだなと思いますので、協議願います。

井口恒一郎委員

整理番号2番につきまして、11月21日、貸出人並びに借受人双方から意思確認をさせていただきました。間違いがないということでございました。そして翌日の11月22日、森山推進委員と共に現地確認をさせていただきました。何ら支障がないと思われまます。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

引き続きまして、整理番号3番です。11月8日、\*\*さんから連絡をいただきまして、11月9日に譲受人である\*\*さんより連絡をいただきました。そして、私自身が11月9日に現地を確認させていただきましたし、11月22日に森山推進委員と共に現地を確認させていただきました。この申請により水の流れが非常に良くなるということでございます。

議 長（上村会長）

まずもって、整理番号1番・2番・3番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のあるかたは、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

ないようですので、採決を取ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

事務局（桑原主任）

整理番号4番は議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号4	申請地	*****	田	471 m <sup>2</sup>
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場		
	転用目的	駐車場敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担しているため		

申請地は\*\*地内の農地です。申請人は自動車整備業等を営んでおりますが、駐車場が手狭であり、現在は市内に土地を借りて駐車スペースを確保しておりますが、申請地を取得して駐車場敷地として利用するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

整理番号4番につきまして事務局に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

菰澤芳子委員

整理番号4番ですが、11月21日に櫻井行政書士さんから連絡をいただきまして、11月23日の午後1時から\*\*さんと高橋推進委員と3人で話を聞き、現地を確認しました。内容については事務局の説明のとおりです。

議 長（上村会長）

整理番号4番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のあるかたは、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、特になさいますので、採決をいたします。

整理番号4番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め、許可いたします。

(櫻井信夫委員着席)

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長(上村会長)

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局(森山係長)

議案書の15ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は6件、18筆、13,314.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑	95㎡
	新地目	山林		
	申請人	*****		
	非農地の原因	面積小、急傾斜、不整形。周辺林野と一体化している状況。耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	田ほか5筆	合計7,372㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	字**当該地は急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂し農地に復元できるような状態にない。耕作不適・耕作不便。 字柴倉当該地周辺は雑草雑木が繁茂、又は杉林となっており、農耕車両等が進入可能な状況になく農地に復元できるような状態にない。 また、クマの出没も確認されており、周辺環境と相まって農地としての利用は困難。		
整理番号3	申請地	*****	畑ほか1筆	合計125㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	面積小、急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は		

雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。

整理番号 4	申請地	*****	畑ほか 1 筆	合計 932 m <sup>2</sup>
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		
整理番号 5	申請地	*****	畑ほか 5 筆	合計 1,899 m <sup>2</sup>
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	面積小、急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		
整理番号 6	申請地	*****	田 2,891 m <sup>2</sup>	
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	急傾斜、不整形で狭い沢なりに両側を林野に挟まれた状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		

以上、現地の状況から変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第 3 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番から 6 番まで、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 3 号につきましては異議なしと認め、決定いたします。

## 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 4 号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の 17 ページをご覧ください。

議案第 4 号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は編入 2 件及び除外 8 件の依頼がありました。

最初に編入について説明いたします。

整理番号1 申請人 魚沼市今泉 1488-1 魚沼市土地改良区  
申請地 別紙1「編入土地一覧表（中家・池平地区）」のとおり  
合計5筆 1,072 m<sup>2</sup>  
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（中家・池平地区）施工に伴う編入

申請地はほ場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地等を農用地区域に追加編入することについて、意見を求められたものです。

整理番号2 申請人 魚沼市今泉 1488-1 魚沼市土地改良区  
申請地 別紙2「編入土地一覧表（干溝地区）」のとおり  
合計8筆 968 m<sup>2</sup>  
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（干溝地区）施工に伴う編入

申請地はほ場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地等を農用地区域に追加編入することについて、意見を求められたものです。

続いて、除外についてです。

整理番号3 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 136 m<sup>2</sup>のうち4 m<sup>2</sup>  
変更理由 携帯電話用無線設備設置用地とするための除外  
申請地は\*\*地内の農地です。申請人は申請地に携帯電話無線設備の設置用地として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

整理番号4 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 822 m<sup>2</sup>のうち4 m<sup>2</sup>  
変更理由 携帯電話用無線設備設置用地とするための除外  
申請地は、\*\*地内の農地です。申請人は申請地に携帯電話無線設備の設置用地として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

整理番号5 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 325 m<sup>2</sup>  
変更理由 駐車場とするための除外  
申請地は\*\*地内の農地です。申請人は建築業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い駐車場に苦慮しており、駐車場として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

整理番号6 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 2,865 m<sup>2</sup>のうち242.62 m<sup>2</sup>  
変更理由 送電線鉄塔建設用地とするための除外  
申請地は\*\*地内の農地です。送電線の移設工事に伴い、申請地に新たな鉄塔の建設が必要になったため、除外の申請があったものです。

整理番号7 申請人 魚沼市小出島 910 魚沼市

申請地       \*\*\*\*\* 畑ほか6筆 合計 464 m<sup>2</sup>  
変更理由   スキー場リフト乗り場及び支柱用地とするための除外  
申請地は七日市新田地内の農地です。申請人は申請地をスキー場リフト  
乗り場及びリフト支柱の建設用地として申請地を転用するため除外の申  
請があったものです。

整理番号8  申請人       \*\*\*\*\*  
          申請地       \*\*\*\*\* 田 415 m<sup>2</sup>  
          変更理由   一般住宅建築用敷地とするための除外  
          申請地は\*\*地内の農地です。申請人はアパートに居住しておりますが、  
          住居が手狭となったため、申請地を住宅用敷地として転用するため除外の  
          申請があったものです。

整理番号9  申請人       \*\*\*\*\*  
          申請地       \*\*\*\*\* 田 402 m<sup>2</sup>  
          変更理由   一般住宅建築用敷地とするための除外  
          申請地は\*\*地内の農地です。申請人はアパートに居住しておりますが、  
          住居が手狭となったため、申請地を住宅用敷地として転用するため除外の  
          申請があったものです。

整理番号10 申請人       \*\*\*\*\*  
          申請地       \*\*\*\*\* 田 383 m<sup>2</sup>  
          変更理由   一般住宅建築用敷地とするための除外  
          申請地は\*\*地内の農地です。申請人は借家に居住しておりますが、住  
          居が手狭となったため、申請地を住宅用敷地として転用するため除外の申  
          請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質  
問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号魚沼農業振興地域整備計画  
の変更意見決定についての整理番号1番から10番まで、提案のとおり決定してよ  
ろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたしま  
す。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の 21 ページをご覧ください。

議案第 5 号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）

件数 73 件  
筆数 261 筆  
面積 247,326.31 m<sup>2</sup>

所有権移転

件数 1 件  
筆数 1 筆  
面積 776.00 m<sup>2</sup>

農地中間管理機構との利用権（設定）

件数 1 件  
筆数 3 筆  
面積 919.00 m<sup>2</sup>

なお、農地中間管理機構分を分けてありますのは、農家台帳システムの切り替えに伴い、議案出力を変更したことによります。以前は、1 利用権（設定）に含まれて出力されていました。

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、43 ページ整理番号 4-1 をご覧ください。

整理番号 4-1	所有権を移転する農用地	*****	田	776 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買		対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 5 号農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。



## その他

事務局（松井事務局長）

- ・魚沼市農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について
- ・新規参入の促進について
- ・冬期間の最適化活動について

議長（上村会長）

本日の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきました。これで終了させていただきます。

（時刻は 16 時 10 分）

上記会議の内容は、令和 4 年度第 8 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

---

議席番号 番

---

議席番号 番

---